令和６年９月定例会
議　案　参　考　資　料

八尾市建築基準法施行条例及び八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

⑴　八尾市建築基準法施行条例の一部改正（第１条関係）

現　　　行	改　正　案
第１条・第２条　略 　（工事監理者の選任の届出等） 第３条　略 ２　略 ３　法第18条第２項の国の機関の長等が、同条第１項の建築物（法第88条第１項及び第２項において準用する工作物を含む。）に係る工事について工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。 第４条～第６条　略	第１条・第２条　略 　（工事監理者の選任の届出等） 第３条　略 ２　略 ３　法第18条第２項の国の機関の長等が、同条第１項の建築物（法第88条第１項及び第２項において準用する工作物を含む。次項において同じ。）に係る工事について工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。 ４　法第18条第４項の国の機関の長等が、同条第１項の建築物に係る工事について工事監理者を選任したときは、速やかに、その旨を指定確認検査機関に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。 第４条～第６条　略

⑵　八尾市手数料条例の一部改正（第２条関係）

現　　　行	改　正　案
第１条・第２条　略 　（建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料） 第３条　略 ２　法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が審査をする場合は、前項の手数料のほか、当該申請又は通知に係る構造計算適合性判定（法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う１の建築物ごと（法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）についてそれぞれ次の表の床面積の欄に掲げ	第１条・第２条　略 　（建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料） 第３条　略 ２　法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が審査をする場合は、前項の手数料のほか、当該申請又は通知に係る構造計算適合性判定（法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う１の建築物ごと（法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）についてそれぞれ次の表の床面積の欄に掲げ

るその区分に応じて同表の金額の欄に掲げる額を合計した額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

⑴　略

⑵　法第６条の３第１項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による確認を受け、又は法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１

⑶　法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

⑷　法第６条の３第１項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による確認を受け、又は法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

３　次の各号の検査の申請又は工事を完了した旨の通知をしようとする者は、当該各号に掲げる表の床面積の合計の欄の区分に応じ、当該申請又は通知１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（当該通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合に限る。）

るその区分に応じて同表の金額の欄に掲げる額を合計した額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

⑴　略

⑵　法第６条の３第１項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による確認を受け、又は法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１

⑶　法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

⑷　法第６条の３第１項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による確認を受け、又は法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

３　次の各号の検査の申請又は工事を完了した旨の通知をしようとする者は、当該各号に掲げる表の床面積の合計の欄の区分に応じ、当該申請又は通知１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知（当該通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含まない場合に限る。）

表　略	表　略
⑵　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含む場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（当該通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含む場合に限る。）	⑵　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含む場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知（当該通知に係る建築物の工事が法第７条の３第１項の特定工程を含む場合に限る。）
表　略	表　略
⑶　法第７条の３第１項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知	⑶　法第７条の３第１項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知
表　略	表　略
４・５　略	４・５　略
６　法第87条の４の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第３項に規定する手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。	６　法第87条の４の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、第３項に規定する手数料のほか、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
表　略	表　略
７　次の各号の完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知をしようとする者は、当該各号の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。	７　次の各号の完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知をしようとする者は、当該各号の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
⑴　法第87条の４において準用する法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第87条の４において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知	⑴　法第87条の４において準用する法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第87条の４において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知
表　略	表　略
備考　略	備考　略
⑵　法第88条第１項若しくは第２項において準用する法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知	⑵　法第88条第１項若しくは第２項において準用する法第７条第１項の規定による完了検査の申請又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知
表　略	表　略
備考　略	備考　略
８　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネル	８　法第７条第１項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物のエネル

ギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第３項及び第６項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表　略

9　次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

⑴　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号（法第87条の４又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第１号若しくは第２号（法第87条の４又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請　１件につき120,000円

⑵～⒄　略

10　略

第４条～第６条　略

（長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料）

第６条の２　略

2　略

3　法第６条第２項（法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、前２項の手数料（法第８条第２項において準用する法第６条第２項の申出については、前項及び第６項の手数料）のほか、構造計算適合性判定が行われる１の住宅（住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物）ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

ギー消費性能の向上等に関する法律第11条第１項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第３項及び第６項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表　略

9　次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

⑴　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号（法第87条の４又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第１号若しくは第２号（法第87条の４又は法第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請　１件につき120,000円

⑵～⒄　略

10　略

第４条～第６条　略

（長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料）

第６条の２　略

2　略

3　法第６条第２項（法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う長期優良住宅建築等計画に係るもので、建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、前２項の手数料（法第８条第２項において準用する法第６条第２項の申出については、前項及び第６項の手数料）のほか、構造計算適合性判定が行われる１の住宅（住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物）ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

備考　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
⑴　略
⑵　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１
⑶　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１
⑷　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

４　略
５　建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第６条第２項（法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をしようとする者は、第１項（法第８条第２項において準用する法第６条第２項の規定による申出については、次項）、第２項及び前項（建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第３項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
表　略
６～10　略
（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）
第６条の３　略
２　略
３　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定

備考　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
⑴　略
⑵　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１
⑶　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１
⑷　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

４　略
５　建築基準法第87条の４の昇降機に係る部分を含む建築物についてなされる法第６条第２項（法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をしようとする者は、第１項（法第８条第２項において準用する法第６条第２項の規定による申出については、次項）、第２項及び前項（建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第３項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
表　略
６～10　略
（低炭素建築物新築等計画の認定等申請手数料）
第６条の３　略
２　略
３　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定

による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、前２項の手数料（法第55条第２項において準用する法第54条第２項の申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、前項及び第６項の手数料）のほか、構造計算適合性判定が行われる１の建築物ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

備考
１　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1)　略
(2)　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１
(3)　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１
(4)　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う低炭素建築物新築等計画に係るもので、建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、前２項の手数料（法第55条第２項において準用する法第54条第２項の申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、前項及び第６項の手数料）のほか、構造計算適合性判定が行われる１の建築物ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	床面積	金額
略		

備考
１　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
(1)　略
(2)　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１
(3)　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１
(4)　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

２　略

４　略

５　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第１項（法第55条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第２項及び前項（建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第３項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表　略

６～９　略

（建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料）

第６条の４　略

２～６　略

７　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる１の建築物ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　略

⑵　当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合　前２項の手数料

項	床面積	金額
略		

２　略

４　略

５　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分を含む低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）をしようとする者は、第１項（法第55条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、次項）、第２項及び前項（建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第３項）の手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

表　略

６～９　略

（建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料）

第６条の４　略

２～６　略

７　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（構造計算適合性判定（建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う建築物エネルギー消費性能向上計画に係るもので、建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査する場合に限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる１の建築物ごと（建築基準法第20条第２項に規定する部分にあっては、当該部分ごと）に次の表の床面積の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　略

⑵　当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合　前２項の手数料

項	床面積	金額
略		

備考

1　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

⑴　略

⑵　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１

⑶　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

⑷　建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

2　略

8　略

9　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合　第４項（法第36条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、

備考

1　この表に掲げる床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

⑴　略

⑵　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加する部分の床面積に２を乗じて得た面積に、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えた面積）の２分の１

⑶　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

⑷　建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づく建築主事等の審査による計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合　当該構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の２分の１

2　略

8　略

9　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の４に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手数料のほか、次の表の昇降機の内容の欄及び確認の申請書の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

⑴　当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合　第４項（法第36条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、

次項）、第６項及び前項（建築基準法第18条第４項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第７項。次号において同じ。）の手数料

⑵　略

表　略

10～12　略

13　法第41条第１項の認定の申請をしようとする者は、次の表の認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別	床面積の合計	金額
略			

備考

１～３　略

４　「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　法第12条第６項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）

⑵・⑶　略

５・６　略

14　略

第６条の５～第13条　略

次項）、第６項及び前項（建築基準法第18条第５項ただし書の規定に基づき建築主事等が審査をする場合は第７項。次号において同じ。）の手数料

⑵　略

表　略

10～12　略

13　法第41条第１項の認定の申請をしようとする者は、次の表の認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、当該申請１件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	認定の申請をしようとする建築物の種別及び認定に係る評価方法の種別	床面積の合計	金額
略			

備考

１～３　略

４　「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　法第12条第６項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第22項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）

⑵・⑶　略

５・６　略

14　略

第６条の５～第13条　略